

# 旧栗原プールトライアル・サウンディング 実施要領

## 1. トライアル・サウンディング制度概要

トライアル・サウンディング（以下、本サウンディングという。）とは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者等を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

暫定利用後、課題をフィードバックし、公共施設等の今後の活用方法に活かしていくため、市は、民間事業者等の事業集客力、収益性、信用等を、また、民間事業者等は、使い勝手、採算性、立地条件等を確認することを目的としています。

## 2. 対象施設

施設名称	旧栗原プール	
所在地	栗原中央6丁目5-25	
敷地面積	2,004㎡	
施設	建物	鉄骨造(S造) 140㎡ 昭和54年築 木造 34㎡ 昭和54年築
	プール槽	アルミ槽 昭和54年築
都市計画による制限	市街化調整区域	
現況など	<ul style="list-style-type: none"><li>・平成31年度から休場。</li><li>・ポンプ設備等の不具合があるため、プールとしての使用はできません。</li><li>・小学校・保育園が隣接しているため、施設前で送迎等の車の通行があります。</li></ul>	
暫定利用可能期間	利用希望者の提案内容に基づき、市が許可した期間（最長3か月）	



### 3. 申請者の資格要件等

本サウンディングを申請するもの（以下、申請者とする。）は、提案内容の実施ができる能力（資格）を有する民間企業、NPO法人等の法人、個人事業主、各種団体等とし、次に掲げるすべての要件に該当する必要があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当する事業者でないこと。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 法人税（個人事業主にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。
- (4) 座間市競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱（平成24年4月1日施行）に基づく停止措置を受けていない者であること。
- (5) 座間市暴力団排除条例（平成23年座間市条例第24号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第4号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7号に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者でないこと。
- (6) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75号）第23条第1項又は第2項の規定に違反していないこと。
- (7) 経営状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、定期的な契約の履行が確保される者であること。
- (8) 宗教活動又は政治活動を目的としている者でないこと。

### 4. 利用に関する条件

#### (1) 提案内容について

- ① 確実に実施できる内容であること。
- ② 関係法令及びその他関連施行令、施行規則、条例、要綱、各種基準等を遵守した事業であること。
- ③ 提案内容に求める要件については、「5. 提案の要件」を参照すること。

#### (2) 事業実施について

- ① 利用許可がなされる前に、事業や土地の形質変更に着手しないこと。
- ② 事業実施にあたっては、本サウンディングを実施するもの（以下、「利用者」という。）の責任において、関係法令及び法令適合等を確認すること。
- ③ 事業実施にあたり、地域住民等への事前説明を行うなど、誠実な対応により地域住民等と円滑な関係を築くこと。
- ④ 周辺環境に与える影響（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に十分配慮すること。
- ⑤ 地元事業者との連携・協調に努めること。
- ⑥ 対象施設は基本的に現状で利用し、終了時には利用許可期間満了までに現状に回復

すること。

(3) 費用負担について

- ① 応募、事業実施、撤収、報告までの利用に係る一切の経費は、利用者が負担する。  
（「水道、電気等インフラの開設、使用、閉設等の費用」「事業実施に伴う法的等手続きに伴う費用」などを含む）
- ② 対象施設利用料は、無料とする。

5. 提案の要件

- (1) 対象施設は、提案事業計画書の記載用途のために使用し、その他の用途に供さないこと。
- (2) 提案事業は、本サウンディングの目的を達成することができるものとし、且つ市に財政負担を求めずに実施できるものであること。
- (3) 提案事業は、事業者のみ又は特定の者のみを対象とするものでない事業であること。
- (4) 本サウンディングへの参加に関して知り得た情報を機密情報として扱い、他の目的への使用並びに第三者への開示及び漏洩をしないこと。
- (5) 対象施設の転貸し、又は使用权の譲渡をしないこと。
- (6) 提案事業の実施により対象施設をき損したときは、市の指示に従い、すみやかに現状を回復し、又は損害を賠償すること。
- (7) 提案事業の実施により市又は第三者に与えた損害については、その一切の責任を事業者が負うこと。
- (8) 使用期間中であっても、市において必要が生じたときは使用を制限することがある。

6. トライアル・サウンディングのスケジュール、流れ

(1) スケジュール

No.	項目	期日等
1	利用申請募集期間	令和5年11月1日（水）から12月1日（金）まで
2	事業実施期間	令和6年1月～3月
3	ヒアリング調査	令和6年3月下旬

※ 事前相談、質問、現地見学については利用申請募集期間に随時受け付けます。

※ スケジュールは予告なく変更することがあります。

(2) トライアル・サウンディングの流れ

① 利用申請書の提出

申請者は、利用申請書募集期間最終日の17時までに次の書類を書類提出先まで提出するものとします。なお、必要に応じ、追加書類の提出を求める場合があります。

申請書を持参する場合は、土・日・祝日を除く午前8時30分から午後5時までとし、郵送の場合は期限必着です。

(ア) （第1号様式）利用申請書兼誓約書

(イ) (第2号様式) 法人等概要書 ※1

(ウ) (第3号様式) 提案事業計画書 ※2

※1 グループでの応募の場合、事業者ごとに作成

※2 グループでの応募の場合、各事業者の構成及び役割分担が分かる資料を添付

## ② 提案審査

提案内容を市が審査します。その際、必要に応じ、ヒアリングを実施します。

事業内容や回数等について、市が本サウンディングの目的から逸脱していると判断する場合や、単に行政財産使用料等の免除を目的とした事業であると判断する場合等は、トライアル事業の実施を認めません。

## ③ 暫定利用

利用者は、市の承認内容に応じた暫定利用を実施します。

利用期間は、原則1日から1か月程度までとします。

応募状況によっては、日時の変更をお願いする場合があります。

## ④ ヒアリング調査

暫定利用中及び終了後、利用者は市が行うヒアリング調査に協力する必要があります。

その際、トライアル事業の収支・集客状況や事業化に向けた課題、公共施設等の使い勝手に関する調書など、市が求める資料を提出する必要があります。

## 7. 留意事項

### (1) 提出書類の取り扱い

- ① 提出書類の著作権は利用申請者に帰属するが、提出書類は返却しないものとします。
- ② 利用申請者の提出書類について、市は本事業以外では無断で使用しません。
- ③ 座間市情報公開条例第6条に基づく開示請求があった場合、市は利用希望者の提出書類のうち、同条例第7条に規定される非公開情報を除いた部分を開示することがあります。

### (2) リスク分担

利用者は次のリスクについて責任を持って対処するものとする。

- ① 事業内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等の使用に伴い発生する権利侵害に関するもの。
- ② 利用者による事業に起因する有害物質の排出・漏洩等に関するもの。
- ③ 利用者による事業に起因する周辺住民への環境被害（騒音、振動、臭気、景観、交通渋滞等）に関するもの。
- ④ 利用者による事業に起因する第三者への損害に関するもの。
- ⑤ 地域からの苦情等のトラブルに関するもの。

- ⑥ 利用期間中における、地震、火災、風水害、その他の座間市の責に帰することができない事由によって利用者が被った被害に関するもの。
- ⑦ 利用許可期間満了日までに原状回復し、市の確認を必要とする。原状回復に必要な費用は、利用者の負担とする。

## 8. 問い合わせ・書類提出先

座間市 財務部 資産経営課 施設マネジメント係 担当：若井・斎藤

〒252-8566 住所：座間市緑ヶ丘一丁目1番1号

電話：046-252-7027（直通） FAX：046-255-3550

メール：kanzaika@city.zama.kanagawa.jp